



農地中間管理事業

地域農業を見直すのは“今”です



地域農業の目標とする姿

- 安心して任せられる認定農業者や農業法人などの「担い手」がいる。
- 担い手がまとまった農地を効率的に利用し、農業に専念できる。
- 地域ぐるみで、農地や農村環境を保全している。
- 耕作放棄地がなく、美しい農村風景がある。



令和4年1月
福井県農地中間管理機構（農地バンク）
(公益社団法人 ふくい農林水産支援センター)

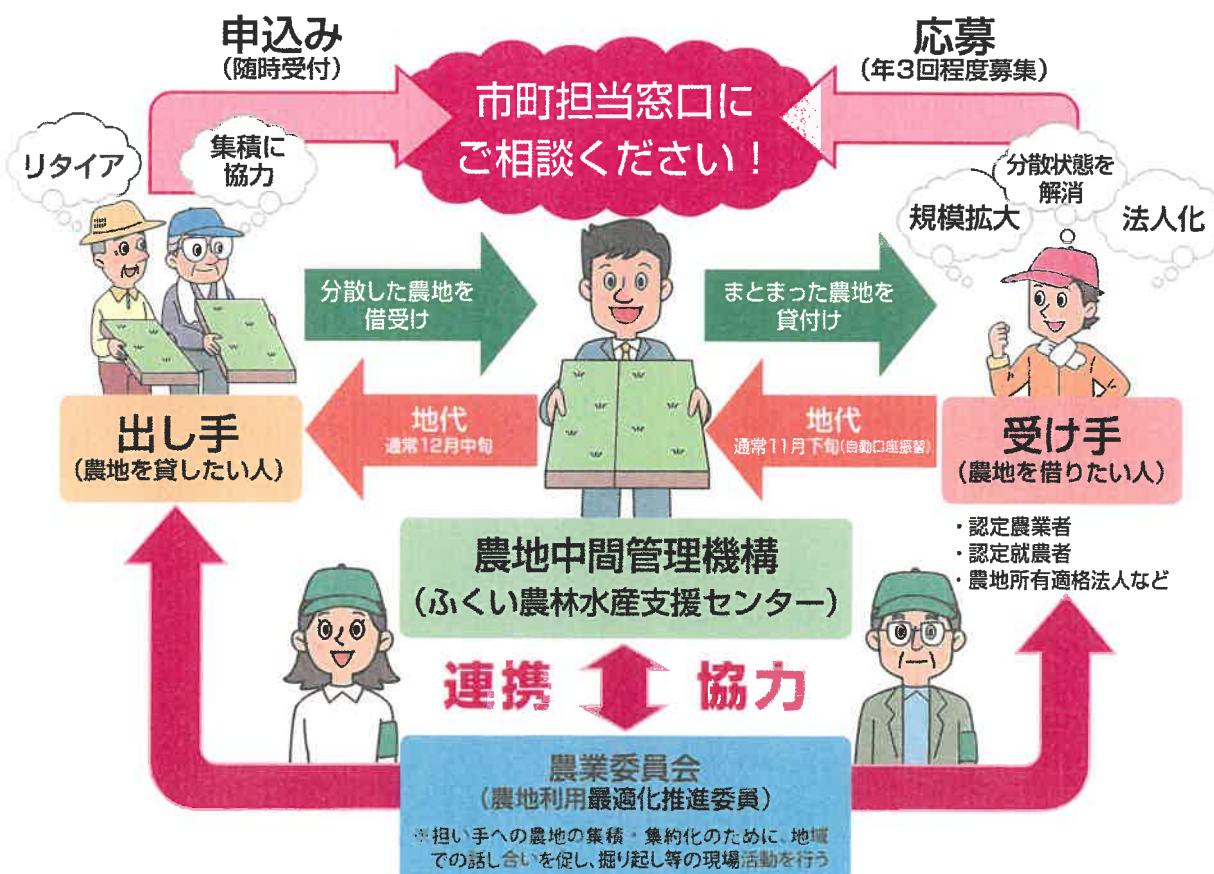
〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
<http://www.fukui-affsc.jp/management>



農地中間管理事業のしくみ

はじめに…

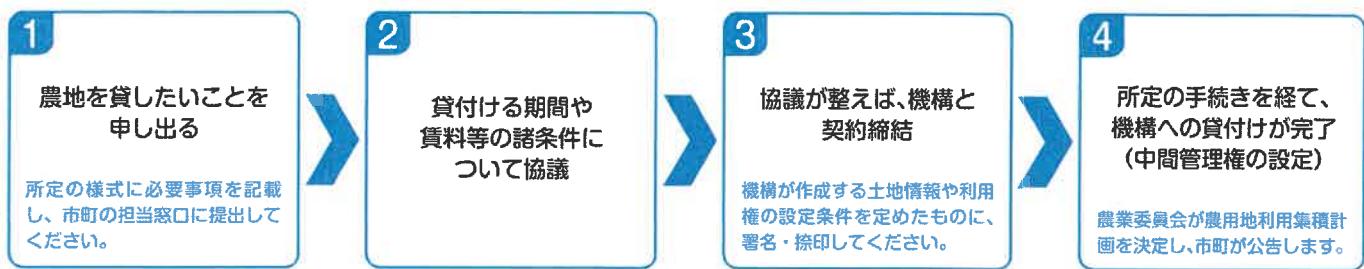
- ◆ 農地中間管理事業は、農地の集積・集約化を積極的に進めるための支援策です。
- ◆ 地域の農業を守り、健全な状態で農地を次世代に引き継ぐために、地域が一体となって農地の集積・集約化を進めましょう。
- ◆ 対象となるのは、市街化区域以外の農用地です。
- ◆ 地域内で話し合い、農地利用の再編を進めましょう。
- ◆ 話し合いを進める際は、
 - ①できるだけ多くの関係者で話し合い、地域全体で意識を共有してください。
 - ②これまで地域農業を支えてきた農業者の意向も十分踏まえながら、将来を見据えて土地利用調整を行ってください。
 - ③一旦、農地を集積した後も、最適な農地利用を目指して、繰り返し話し合いを行ってください。
- ◆ 農業の担い手がその地域に定着するためには、「担い手の経営努力」「良好な生産基盤の維持」「地域の協力体制」が必要です。



農地を貸したい人(出し手)は…

- ◇ 貸付希望者は、市町や農業公社等の担当窓口に相談してください。
- ◇ 農地として利用困難で受け手に貸付ける見込みが著しく低い農地は、借受けることができない場合もあります。
- ◇ 賃料等の諸条件は、地域の意見を踏まえ関係者と協議のうえで決定します。
- ◇ 貸付期間は、原則 10 年以上です。
- ◇ 農地の賃料(地代)収入が 15 万円を超える「出し手」の方には、マイナンバー制度に基づきマイナンバーの提供をお願いします。
- ◇ 貸付期間終了後は、「出し手」の希望に応じて、契約の継続または農地の返却となります。

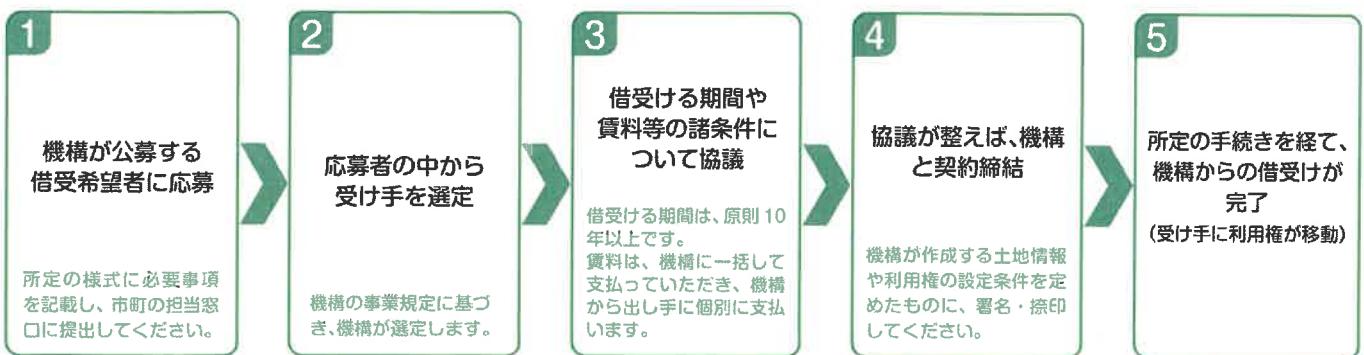
農地を貸したい場合の流れ



農地を借りたい人(受け手)は…

- ◇ 借受希望者は、機構が行う受け手の公募に、市町が設定する区域ごとに応募してください。
- ◇ 応募された方については、名称等をホームページで公表します。
- ◇ 集落・地域の農地集積計画となる「人・農地プラン」で『今後の地域の中心となる経営体』に位置付けられていることが必要です。

農地を借りたい場合の流れ



農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理機構活用のメリット

① 農作業等の効率化

農地の集積集約化により、担い手はまとまった農地を耕作でき、農作業の効率がアップします。また、賃料（地代）は、担い手が機構に一括して支払えば、機構が多数の出し手に支払います。

② 不安解消

一定期間、貸付けるまたは借受けることで、「出し手」・「受け手」とも将来の不安が解消されます。

③ 集積協力金

要件を満たす「離農者」や「地域」には、国から集積協力金が交付されます。（P4 参照）

④ 固定資産税の軽減

所有する全農地（10a 未満自作地は除く）を新たに、まとめて、10年以上の期間で貸付けた方は、固定資産税が以下の期間中 1/2 に軽減されます。

①15年以上の期間で貸付けた場合には、5年間

②10年以上15年未満の期間で貸付けた場合には、3年間

⑤ 相続税・贈与税の納稅猶予

農地等の相続税や贈与税の納稅猶予を受けている場合には、所定の手続きを行えば納稅猶予が継続されます。

また、既に農地中間管理機構に貸付けている農地を相続する場合にも、納稅猶予は適用されます。

⑥ 基盤整備が実施可能

耕作条件の悪いところは、必要に応じて基盤整備を実施することができます。

〔※ 農地中間管理機構関連農地整備事業（P11 参照）等〕

⑦ 活用実績で予算配分

農地中間管理事業の活用実績により、農林水産省所管事業の予算が優先配分されます。

〔※ 農業機械や施設等の導入に対する助成、乾燥調整施設や集出荷貯蔵施設等の整備に対する助成 等〕

事業活用にあたり、留意すること

① 地域のコミュニティーを守りましょう

農地の集積後は、「出し手」が農業に無関心になりやすく、これまで農業を通じて築かれてきた地域のコミュニティーが希薄化する恐れがあります。これまでどおり地域のコミュニティーを維持するためには、農地の集積後も地域全体で農地や農村環境を保全する体制をつくることが重要です。



地域全体による保全活動

〔※ 小浜市では、本事業を契機として農業法人とは別に、非農家を含めた地域住民全体で農地等の保全管理を行う一般社団法人を設立し、地域全体で農地や農村を守る取組みが広まっています。〕

② 適正な地代にしましょう

農地を転貸した担い手が安定した農業経営ができるように、適正な地代に設定することが必要です。

機構集積協力金交付事業の概要（事業主体：市町）

1. 地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、農地の集積・集約化を図る場合、一定の要件を満たせば協力金が交付されます。

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超 50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

■機構の活用率(累積)

$$\left[\frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}} \right]$$

■交付要件

当年度の農地中間管理機構への貸付面積の1割以上が新たに担い手に集積される必要があります。

2. 集約化奨励金

農地中間管理機構からの転貸により農地の集約化を図る場合、一定の要件を満たせば奨励金が交付されます。

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価
区分1	10 ポイント以上増加		1.0万円/10a
区分2	20 ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3.0万円/10a

〈交付要件〉

以下のいずれかを翌々年度までに満たす必要があります。

- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。
- ・既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の1団地当たりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること。

3. 経営転換協力金

地域集積協力金と一体的に取り組んで農地中間管理機構に貸し付けることにより、経営転換する農業者・リタイアする農業者に対して一定の要件を満たせば協力金が交付されます。

	交付単価	上限額
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

〈交付要件〉

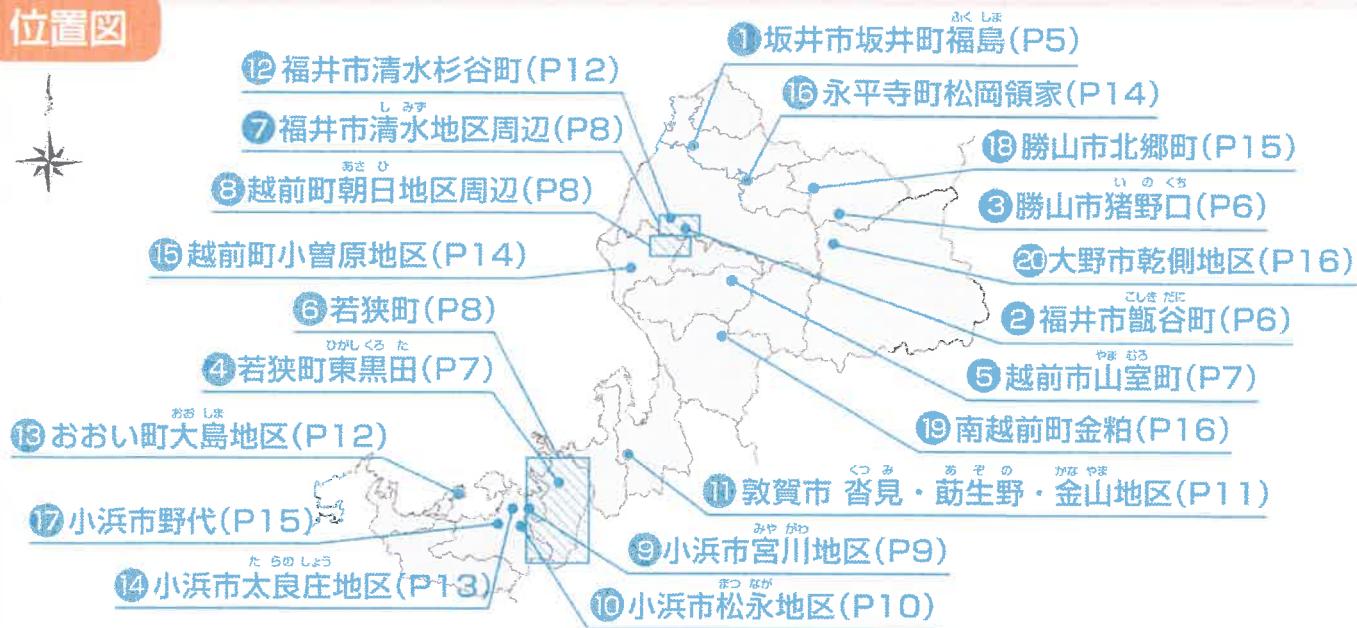
農地を10年以上機関に貸し付けること等

(注)上記の協力金、奨励金は予算の状況によっては地域および個人に交付できない場合があります。

*各種要件があるため詳しくは、市町の農政担当課にお問い合わせください。

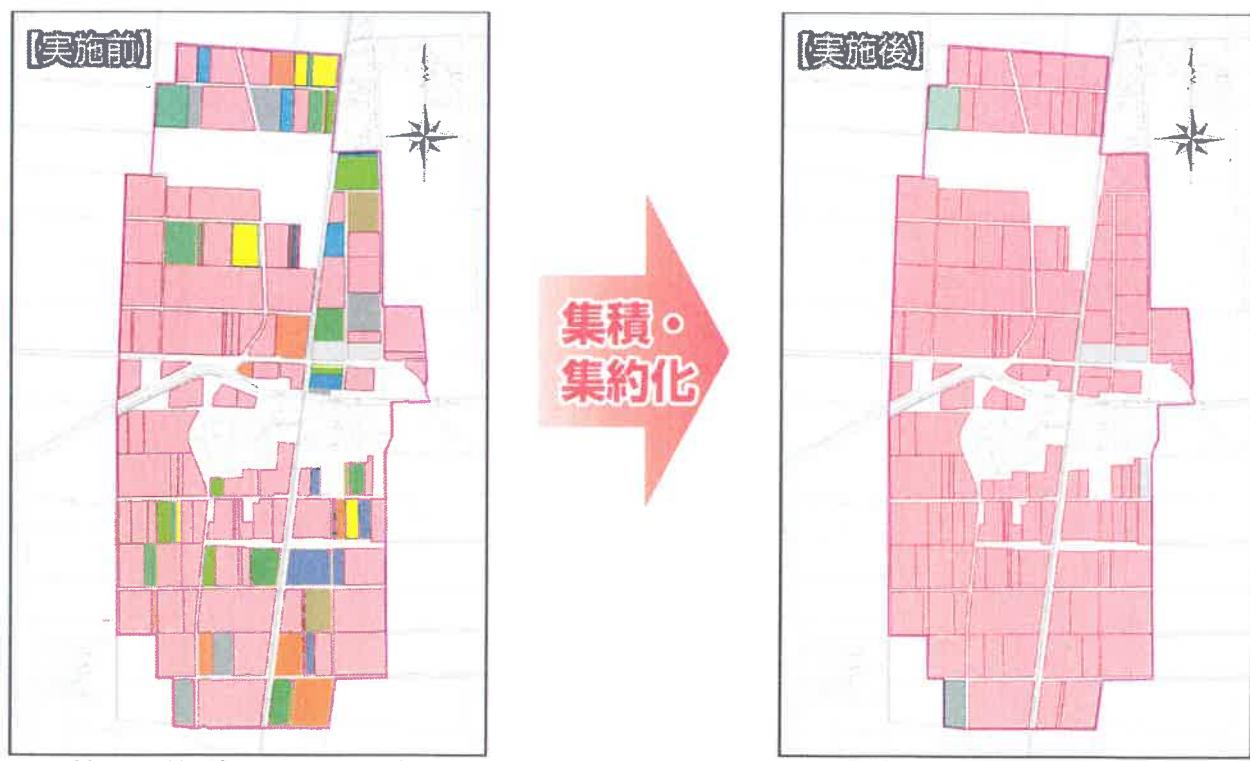
事例の紹介

位置図



実施事例 I [地域内の経営体による規模拡大]

①【坂井市坂井町福島】<農地面積:64ha>



取組みのポイント

- 地域内の認定農業者に、地域のほぼ全域の農地を集積
- 耕作条件の悪い箇所は、農地耕作条件改善事業を活用して解消

実施事例 II [集落営農法人による規模拡大]

法人経営のメリット



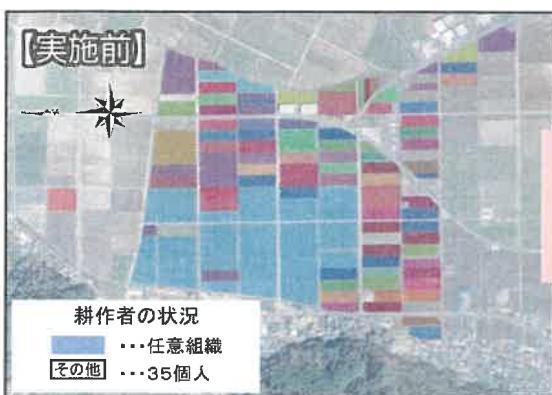
「農業法人」の設立



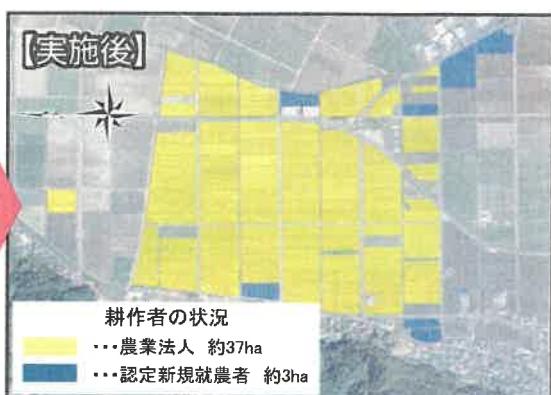
設立によるメリット

- ・経営管理の徹底
- ・人材の育成、確保
- ・経営継承の円滑化
- ・融資制度および税制上の優遇措置
- ・経営発展の可能性拡大

②【福井市畠谷町】<農地面積:45ha>



[担い手利用率 : 43% (19ha)]



[担い手利用率 : 89% (40ha)]

取組みのポイント

- 既存の集落営農組織を法人化したうえで経営規模を拡大
- 地域の約9割の農地を担い手(新法人+認定新規就農者)に集積

③【勝山市猪野口】<農地面積:24ha>



[担い手利用率 : 4% (1ha)]

集積・
集約化



[担い手利用率 : 86% (21ha)]

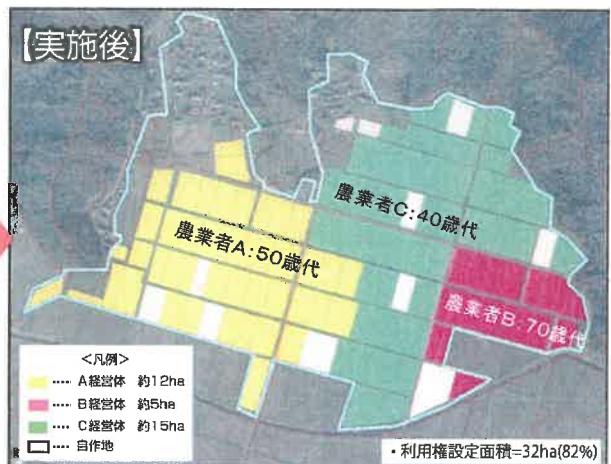
取組みのポイント

- 地域の大部分が自作農であったが、新たに設立した農業法人に地域の8割超の農地を集積
- 新法人が地域内労働力を活用して、水稻の他にサトイモやネギなどを併せた複合経営により所得確保を目指す

実施事例 III [段階的な集積・集約化]

④【若狭町東黒田】<農地面積:39ha>

1. まとまった農地を借りることができ、規模拡大や農地の分散状態を解消



2. 段階的な再編・シャッフルにより理想的な農地利用の実現

取組みのポイント

- 町から委嘱された『農政推進委員』が調整役となって事業を推進
※農政推進委員とは…
各集落に1名配置され任期は3年間
地域事情に精通し、農地政策を知る人
農地の利用調整、関係機関との連絡調整、契約事務など
- 地域内には担い手が不在で、地域外の担い手
(3経営体)とマッチング
- 出し手は謙虚な姿勢で、農業施設等の保全管理に関する担い手との役割分担を明確化
※鳥獣害防止柵の共同管理など
- 町のモデル地区として横展開の先導的地区



⑤【越前市山室町】<農地面積:36ha>



集積
(一次)



集積
(二次)
集約化



[担い手利用率: 77% (27ha)]

取組みのポイント

- 担い手間の話し合いにより、本地域の中心となる担い手(有限会社 + 認定農業者)に段階的に集積・集約化
- 地域の約8割の農地を担い手に集積
- 耕作条件の悪い農地については、耕作条件改善事業により暗渠排水等を整備

実施事例 IV [横展開による事業拡大]

横展開の流れ

① モデル地区を先行実施

実際に見ることで
・刺激を受ける
・不信感が払拭される
⇒話し合いが前進

② 周辺集落への波及効果による事業拡大

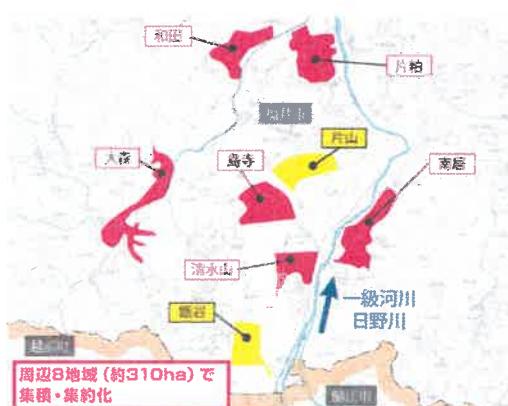
③ さらなる拡大展開

⑥【若狭町】



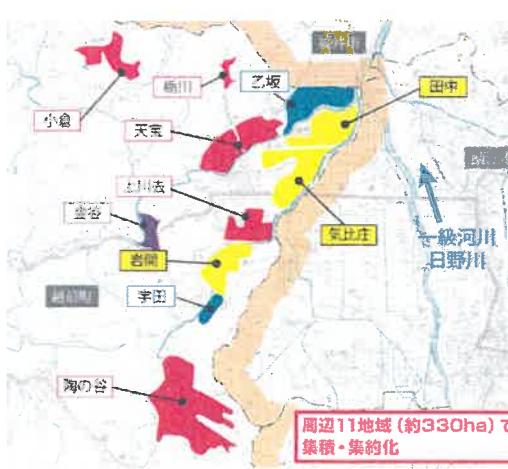
地域名	農地面積(ha)	集積面積(ha)	集積率
東黒田	39	32	82%
田上	25	14	57%
岩屋	48	32	67%
井崎	39	32	83%
佐古	30	26	87%
氣山(芋)	22	18	81%
海土坂	30	18	60%
無悪	35	25	72%
持田	12	7	58%
長江	23	15	65%
安賀里	44	36	83%
三宅	57	33	57%
飯屋	27	22	81%
天徳寺	28	26	92%
横瀬	32	17	53%
下吉田	34	25	73%
玉置	56	27	48%
下野木	39	26	67%
末野	39	17	43%
小原	23	15	65%
田名	23	11	47%
上吉田	41	29	70%
22地域計	746	503	67%

⑦【福井市清水地区周辺】



地域名	農地面積(ha)	集積面積(ha)	集積率
鶴谷	45	40	89%
片山	68	38	56%
片柏	70	62	89%
和田	42	26	62%
大森	41	33	80%
島寺	69	41	56%
清水山	25	24	95%
南居	51	47	92%
8地域計	411	311	76%

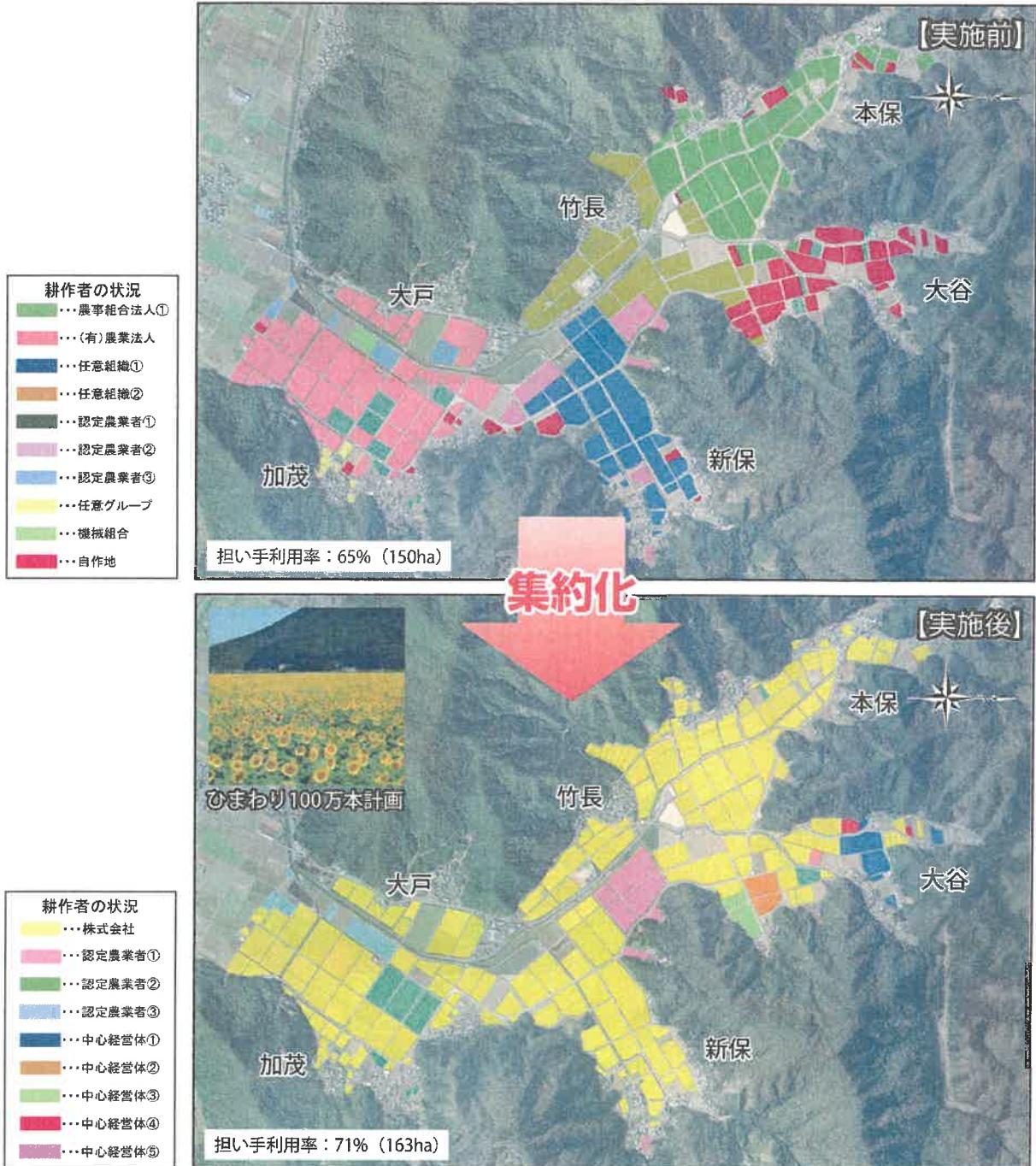
⑧【越前町朝日地区周辺】



地域名	農地面積(ha)	集積面積(ha)	集積率
田中	54	39	72%
氣比庄	52	34	65%
岩開	32	27	84%
橋川	30	28	93%
天宝	21	18	87%
上川去	39	29	74%
小倉	38	17	45%
陶の谷	114	71	62%
宇田	31	17	54%
乙坂	57	49	85%
金谷	11	9	83%
11地域計	479	338	70%

実施事例 V [メガファームの創設]

⑨【小浜市宮川地区】<農地面積:230ha>

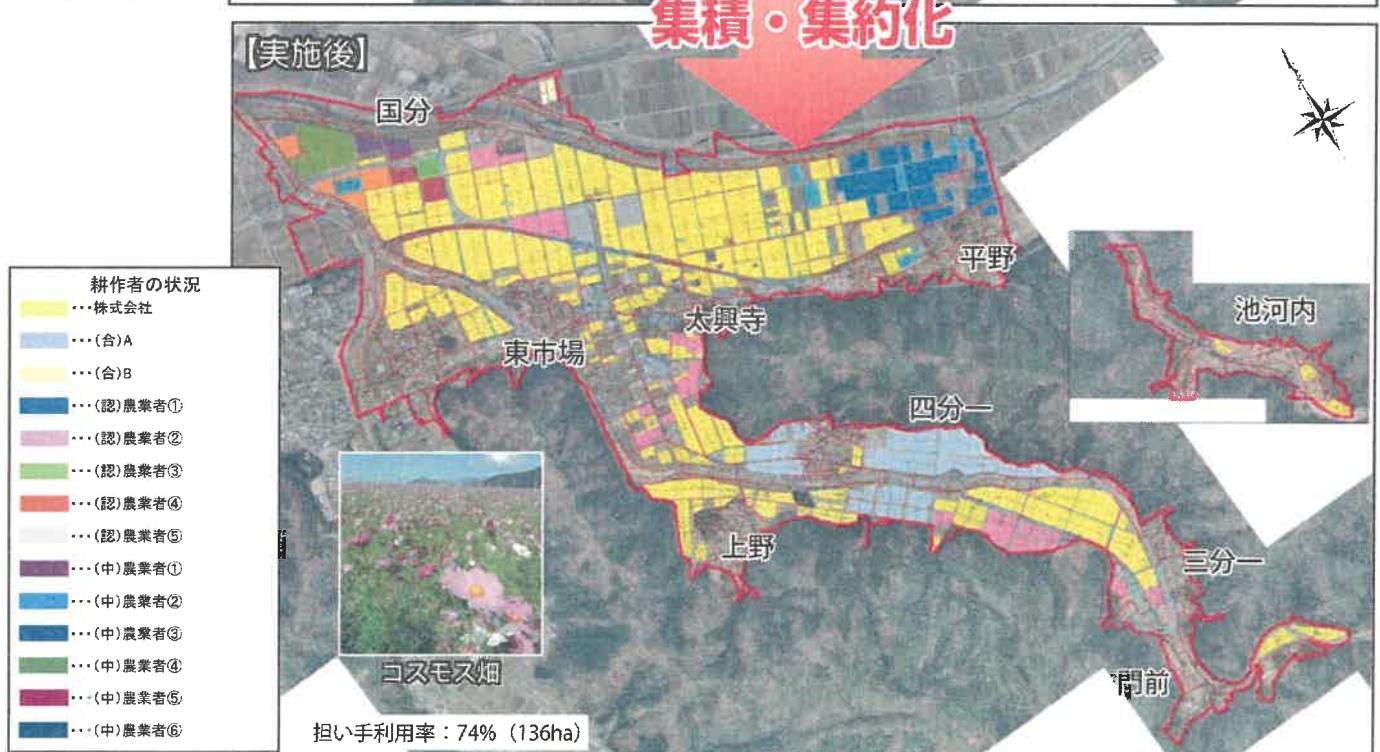
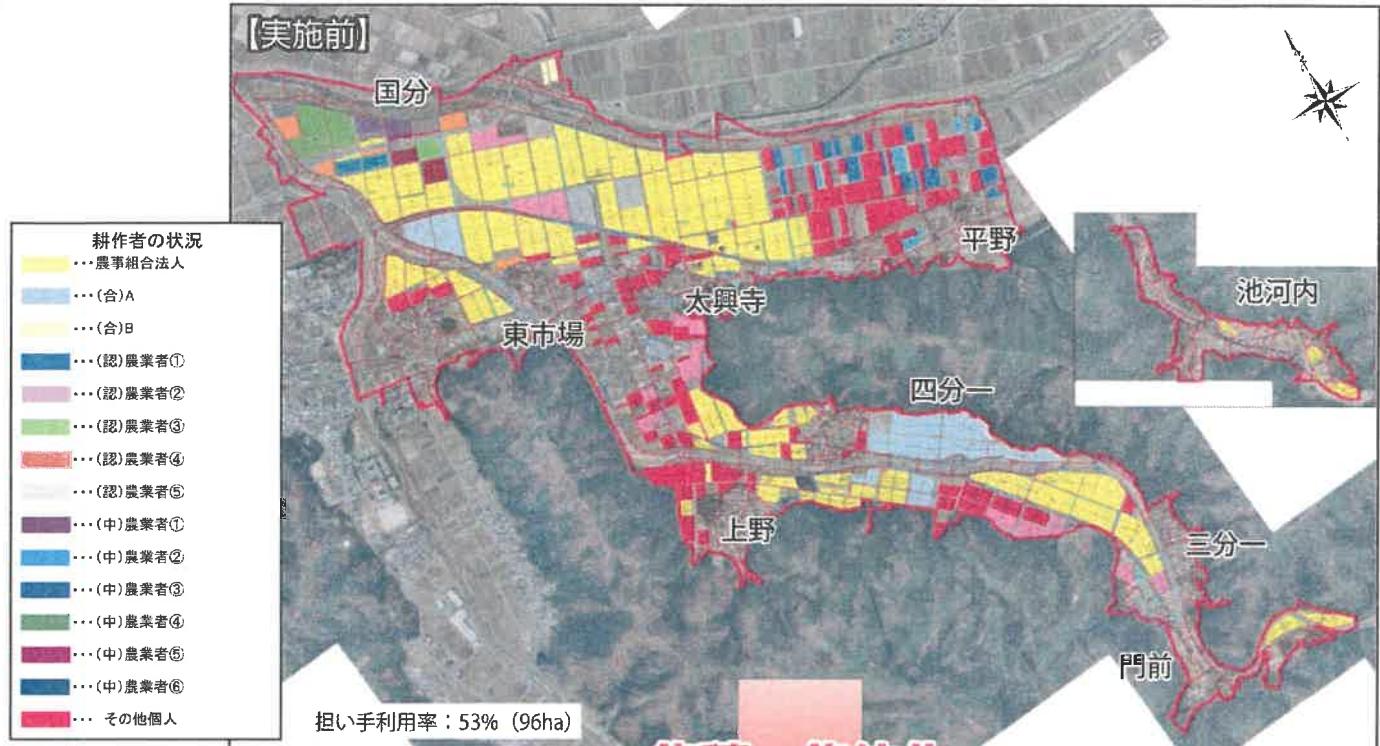


取組みのポイント

- 機構事業の説明を契機に広域営農組織(メガファーム)の構築に向けた話し合いが加速
- 既存 4 組織を再編し、嶺南初のメガファームを創設
 - 機構から借受けた農地面積 約 150ha
 - 社員は 30 ~ 50 歳代の若手が中心
 - 水稻の他に、ハウス園芸に取組む
 - イベント企画や観光農園(ひまわり畑)などにも積極的に取組む
- 地域全体で農地を保全し、担い手の負担を軽減
 - ・非農家を含めた地域住民全体で農地等の保全管理を行う一般社団法人を設立
 - ・地代の見直し など



まつ なが
⑩【小浜市松永地区】<農地面積:182ha>



取組みのポイント

- 地域の中心的担い手が調整役となって、集積・集約化による話し合いを牽引
- 広域的な農地の集約化を図りながら、農事組合法人は約 100ha に経営規模を拡大し、株式会社化
- 地域全体で農地を保全し、担い手の負担を軽減
 - ・非農家を含めた地域住民全体で農地等の保全管理を行う一般社団法人を設立
 - ・地代の見直し など



実施事例 VI [土地改良事業との連携による集積・集約化]

⑪【敦賀市 夕見・筋生野・金山地区】<農地面積:185ha>



[担い手利用率 : 80% (148ha)]

取組みのポイント

- 将来、実施予定の土地改良事業を契機に、土地改良区の役員等が中心となって出し手を掘り起こし、新たに設立した農業法人(株式会社)に地域の農地の約8割を集積
- 地域全体で農地を保全し、担い手の負担を軽減
 - ・非農家を含めた地域住民全体で農地等の保全管理を行う一般社団法人を設立

農地整備事業により耕作条件を改善し、換地と併せて農地中間管理事業を活用することで、担い手への農地の集積・集約化を進めましょう。

●H29 土地改良法の改正による、基盤整備事業

【農地中間管理機構関連農地整備事業】

※農地中間管理機構が借り入れている農地について、条件が合えば、県が事業主体となり、農業者の費用負担を求めずに実施できる事業

主な実施要件

- ①事業対象農地を全て機構に貸付けること
- ②事業対象農地の合計面積が10ha以上(中山間地は5ha以上)
- ③機構への貸付期間が15年以上
- ④事業実施後5年以内に、
 - 1)事業対象農地の8割以上を集団化
 - 2)事業対象農地の販売額を2割以上増加、または生産コストを2割以上削減

留意すべき点

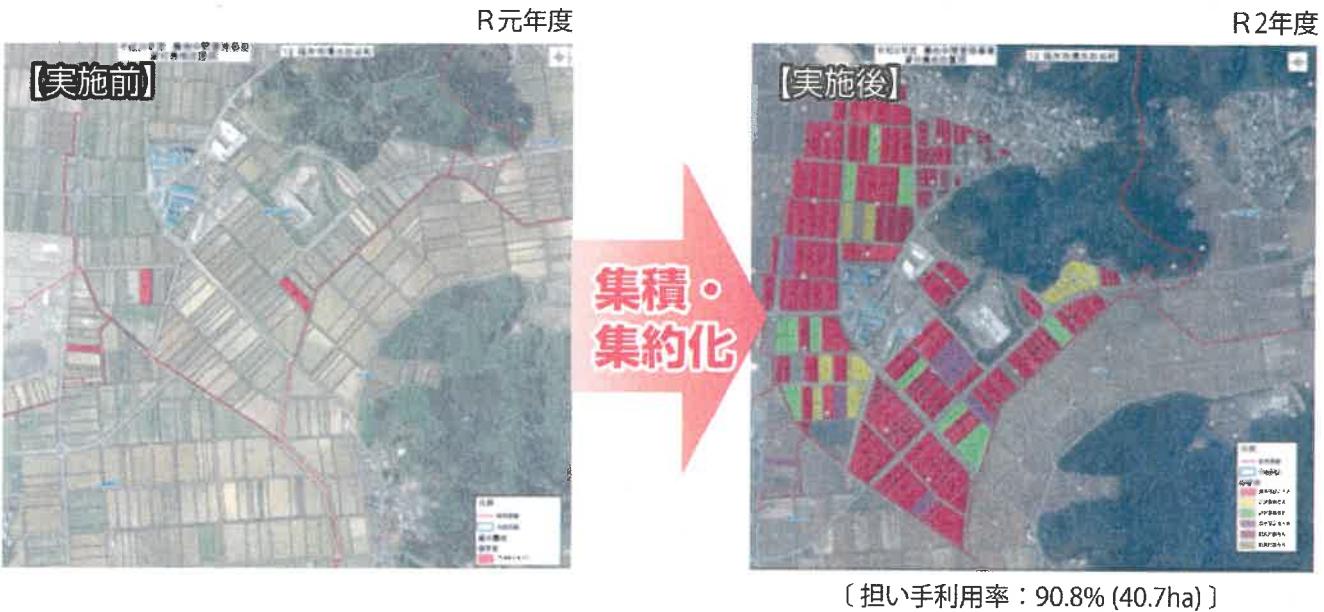
- ①事業実施後、所有者自らの都合により機構への貸付けを解除した場合には、県や市町から特別徴収金を徴収されます。
- ②事業を実施した農地の転用は、機構への貸付期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ③県の取り扱いは農村整備部署へお問い合わせください。

実施事例 VII [集落の話し合いにより新規法人を中心に6つの経営体に集積した事例]

⑫【福井市清水杉谷町】<農地面積:44.7ha>

取組みのポイント

- この地域は、機械利用組合（任意組織）が集団による営農経営を行ってきたが、土地改良事業を契機に話し合いを行った結果、集落の大半の農地を、農地中間管理事業を利用して、新たに設立した集落営農法人を中心とした6つの経営体に集積・集約した。



実施事例 VIII [県外の農業法人の参入]

⑬【おおい町大島地区】<農地面積:37ha>



実施事例 IX [地域まるっと中間管理方式の導入]

⑯【小浜市太良庄地区】<農地面積:82ha>



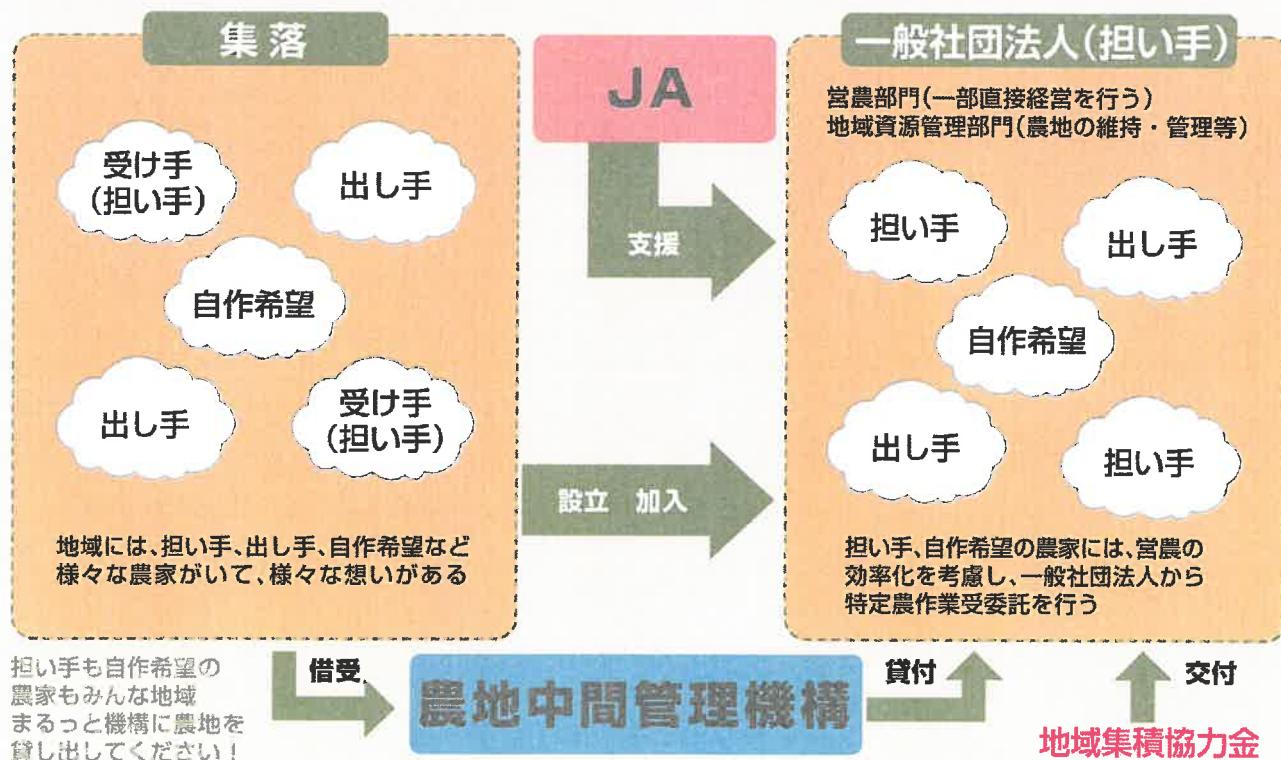
[担い手利用率 : 68% (56ha 内 機構利用面積3ha)]



[担い手利用率 : 82% (67ha)]
未設定部分は相続手続き中等のため、今後一括して集約

「地域まるっと中間管理方式」とは？

地域まるっと中間管理方式：一般社団法人として設立し、営農部門と地域資源管理部門を担う方式



当方式のメリット

- ① 担い手同士 & 自作希望農家が共存(特定農作業受委託)(ゆるい共同体)
- ② 中山間、多面的等の取り組みを一体的に運営できる(会計を区分して運営)
- ③ 設立が簡便
- ④ 地域集積協力金が非課税(非営利型法人にする必要がある)
(注意点)一般社団法人は認定農業者になる必要がある

実施事例 X [中山間地の農地を守る取組]

⑯ 【越前町小曾原地区】<農地面積:50.0ha>



[担い手利用率 : 38%(19.2Ha)]

取組みのポイント

- H30.11より関係機関(担い手、県普及部、JA、機構出席)検討会を実施
- 若手(三十代前半)認定農業者が設立する(H31.1月)株式会社Aに集約化を進め、H30年度に1.7ha、R元年度に16.4haを集積
- 集約化のメインは農事組合法人Bから株式会社Aへの一本化で、農事組合法人Bはいずれ解散予定
- 農地中間管理権未設定農地は、地域での話し合いをさらに進め、今後さらに集積・集約化を図る予定

実施事例 XI [集落の話し合いにより隣接の担い手が参入した事例]

⑰ 【永平寺町松岡領家】<農地面積:17.6ha>



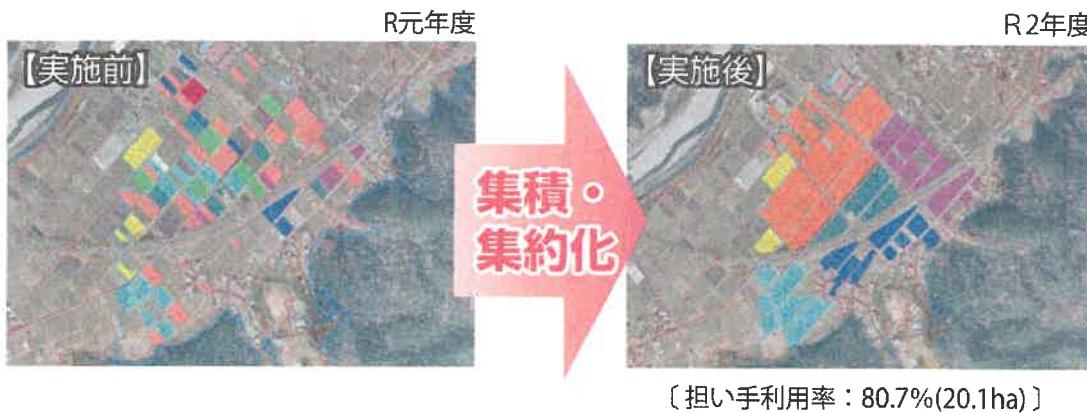
[担い手利用率 : 80.7%(14.2Ha)]

取組みのポイント

- この地域は、任意組合による営農経営を行ってきたが、組合員の高齢化に伴い組織を解散することとなった。同時に地域農業について集落で話し合った結果、平成27年からすでに農地中間管理事業を介して借り受けしていた、隣接市の担い手法人に集積・集約化を図った

実施事例 XII [人農地プランで集落の話し合いにより担い手に集積・集約した事例]

⑯【小浜市野代】<農地面積:24.9ha>



取組みのポイント

- 人農地プランをきっかけに農業委員、農地利用最適化推進委員、農家組合等が中心に「野代農地検討委員会」を設置、協議の結果、農地中間管理機構を通じて集落内の担い手へ集積・集約に合意(39名)。
- 併せて農地の保全管理や利用調整など地域農業の課題を継続して取り組むため、一般社団法人「悠久の里野田井」を設立し活動を開始。

実施事例 XIII [新規法人設立により事例集積・集約した事例]

⑰【勝山市北郷町】<農地面積:204.9ha>



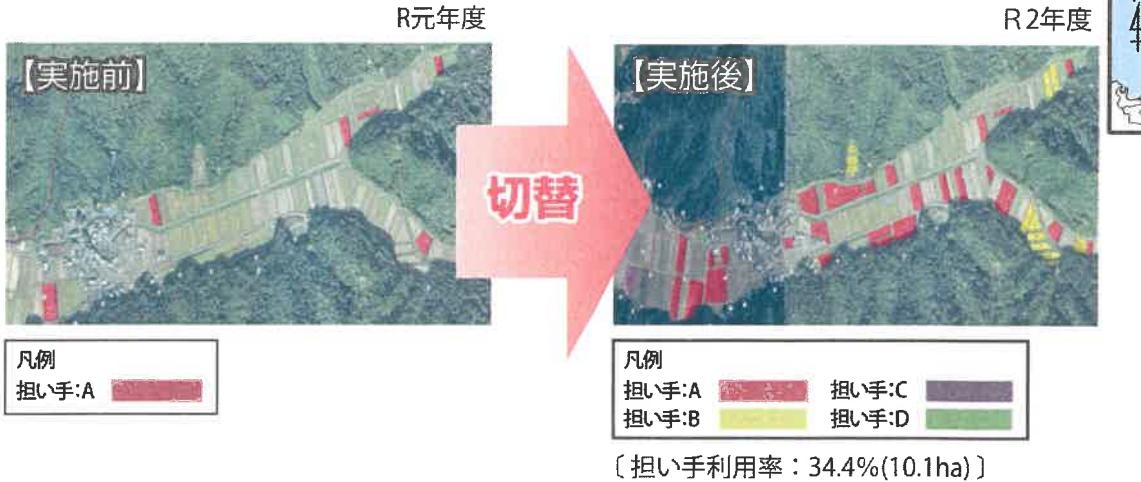
担い手A(個人)
担い手B(個人)
担い手C(個人)
担い手D(個人)
担い手E(個人)
担い手F(個人)
担い手G(法人)
担い手H(個人)
担い手I(個人)
担い手K(個人)
担い手L(個人)
担い手M(個人)
担い手N(個人)
担い手O(個人)
担い手P(個人)
担い手Q(個人)
担い手R(個人)
担い手S(個人)

取組みのポイント

- 人・農地プランの実質化に向けた話し合いのなかで、将来の農業のために団体営農または法人営農が必要であるとの認識が共有され、大規模経営認定農業者が中心となって合同会社を設立。また非担い手であった個人農家が集まり、集落を超えて農業法人を設立。旧小学校区にて新規法人含む9つの担い手に農地を集積・集約。

実施事例 XIV [農地円滑化事業から農地中間管理事業へ切り替えた事例]

⑯【南越前町金粕】<農地面積:29.4ha>

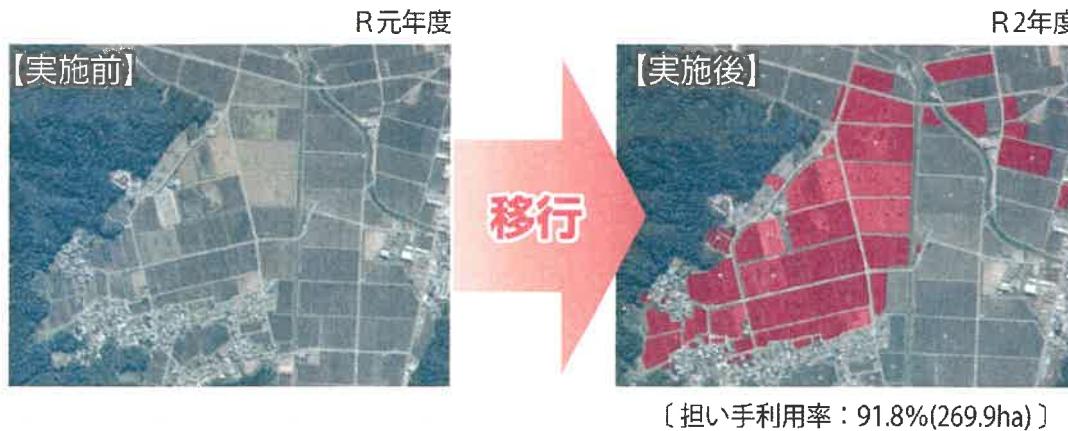


取組みのポイント

- 南越前町では、これまで農地利用集積円滑化事業での集積を図ってきたが、担い手のさらなる経営安定を進めるため、農地中間管理事業での利用権設定を進めている。
- 受け手の農地集積に対する支援策(町単:中山間地域保全事業)を展開してきたが、令和2年度からは農地中間管理事業での集積に対し優位性を持たせている。

実施事例 XV [相対の利用権付け替えによる移行事例]

㉑【大野市乾側地区】<農地面積:294.1ha>



取組みのポイント

- 採種圃を中心に耕作している農事組合法人アバンセ乾側は、これまで経営する農地の約1割で農地中間管理事業を利用していたが、当該賃借料の支払いや、農地管理の合理化をはかるため、当該法人が経営する農地全てを所有者との相対の利用権を合意解約し、農地中間管理事業に付け替えた。

事業の実施状況 (R3年3月現在)

転貸面積の推移

■ 平成26年 ■ 平成27年 ■ 平成28年 ■ 平成29年
 □ 平成30年 □ 令和元年 □ 令和2年



- 年間の令和2年(1,245ha)は、令和1年(828ha)の約1.5倍

- 累計は、約9,435ha

- 累計(平成26年～令和2年)

借受農地	契約者数	16,126人
	筆数	60,038筆
転貸農地	契約者数	2,598人
	筆数	59,762筆
契約変更 処理件数	賃料変更等	825件
	名義変更数	1,383件

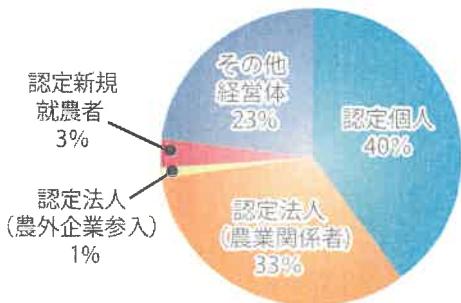
R2 転貸先の内訳および割合

転貸先	経営体数	転貸面積	備考
①認定農業者	263	1235.2 ha	
うち 認定個人	128	265.2 ha	
うち 認定法人(農業関係者)	135	970.0 ha	
うち 認定法人(農外企業参入)	—	—	
②認定新規就農者	4	2.1 ha	福井市、あわら市、おおい町
③その他経営体	58	85.2 ha	
合計	325	1322.5 ha	

※四捨五入により計算値と合計値が合致しない場合あり。(再配分 77.4ha含)

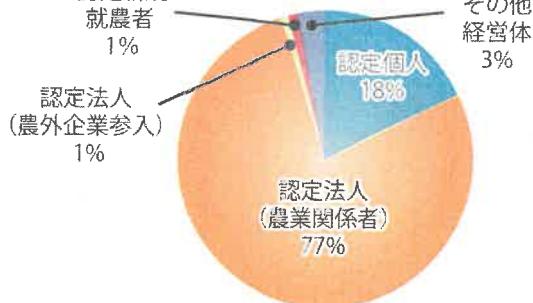
7年間(H26～R2)の転貸先状況

経営体数の割合



認定農業者(個人+法人)が7割

転貸面積の割合



認定法人(農業関係者)が8割

ヤミ小作になっている農地はありませんか？

ヤミ小作を続けていると…

農地を貸している方は



- ◇ 農地を返してほしい時に返してもらえないことがあります。
- ◇ 離作料を請求される場合があります。
- ◇ 相続が発生した時に、誰にどのような条件で貸し付けていたのか分からなく場合があります。

農地を借りている方は



- ◇ 突然、農地を返してほしいと言われる場合があります。
- ◇ 相続が発生した時に、誰から借りているのか分からなくなる場合があります。

このようなトラブルを
防ぐために!!



農地の貸し借りの際は、
必ず市町村・農業委員会への
手続きをしましょう。



- ◇ 公的機関の市町村、農業委員会、農地中間管理機構(ふくい農林水産支援センター)が仲介に入ることで、安心して農地の貸し借りができます。
- ◇ 契約期間が終われば、農地は地主に戻ってきます。

また、農地中間管理機構を活用することで様々なメリットを受けられる可能性があります。(→P③)

まずは、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。(令和4年1月)

市町名	担当部署	電話番号
福井市	農政企画課	(直)0776-20-5420
敦賀市	農林水産振興課	(直)0770-22-8196
小浜市	農政課	(直)0770-64-6022
大野市	農業林業振興課	(直)0779-64-4829
勝山市	農林政策課	(直)0779-88-8106
	農業公社	(直)0779-88-5520
鯖江市	農林政策課	(直)0778-53-2234
	農業公社グリーンさばえ	
あわら市	農林水産課	(直)0776-73-8024
越前市	農政課	(直)0778-22-3009
坂井市	農業振興課	(直)0776-50-3150
	農業振興公社	(直)0776-50-3069
永平寺町	農林課	(直)0776-61-3947
池田町	農村政策課	(直)0778-44-8004
	農業公社	(直)0778-44-7731
南越前町	農林水産課	(直)0778-47-8001
越前町	農林水産課	(直)0778-34-8704
美浜町	産業振興課	(直)0770-32-6706
高浜町	産業振興課	(直)0770-72-7705
おおい町	農林水産課	(直)0770-77-4055
若狭町	農林水産課	(直)0770-45-9102
坂井北部丘陵地営農推進協議会		(直)0776-78-6364
福井県農地中間管理機構 (公益社団法人 ふくい農林水産支援センター 農地管理課) 〒910-0003 福井市松本3丁目16-10 (福井合同庁舎内4階) ホームページ http://www.fukui-affsc.jp/		(直)0776-21-8313
		(FAX)0776-23-0931
嶺南分室 〒917-0297 小浜市遠敷1-101 (若狭合同庁舎内4階)		(直)0770-56-1285
		(FAX)0770-56-1285